

# 70歳以上の 皆さまへ※

(※)65歳以上の方で障害者認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります

## 高額医療制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限金額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

年収370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方はご注意ください！ ※年収は年金収入のみの方の金額

ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は**必ず**、市区町村窓口にて「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります(ただしその場合でも上限額を超えた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

上限額(月ごと・70歳以上) 平成30年8月より

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000)×1% (多数回140,100円) (※2)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000)×1% (多数回93,000円) (※2)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000)×1% (多数回44,400円) (※2)	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円) (※2)
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

(※1)世帯収入合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2)過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3)住民税非課税世帯の方については限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

詳しくはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

被  
保  
険  
者

住 所

氏 名

生年月日

昭和 年 月 日

発 行 期 日

令和 年 月 日

有 効 期 限

令和 年 月 日

適 用 区 分

長期入院該当  
年 月 日

保  
険  
者  
印

保 険 者 番 号  
並 び に 保 険 者 の  
名 称 及 び 印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千葉県後期高齢者医療広域連合

見本